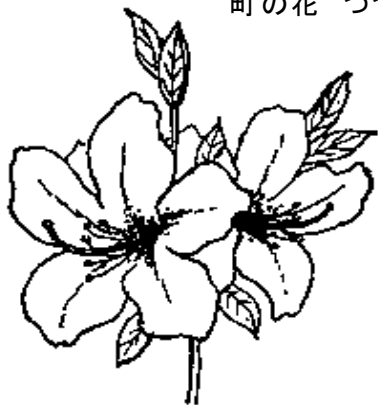


町の花 つつじ



町の木 黒松



# 議会の概要



町の鳥 うぐいす

葉山町議会  
令和5年6月

# 目 次

町の紹介	1
人口・議会組織・構成等	2
1 人口	2
2 議員定数等	3
3 任期	3
4 常任委員会	3
5 議会運営委員会	3
6 特別委員会	3
7 党派・会派別議員数	4
8 年齢別・当選回数別	4
9 議会事務局	4
議会運営等	5
1 定例会・臨時会	5
2 招集（告示）・議会運営委員会開催日等	6
3 一般質問	7
4 常任委員会・特別委員会等開催状況	8
5 行政視察	8
6 町民との会議	9
7 議員研修会	9
8 広報活動	9
9 議員報酬等	10
主な議会改革の取組み	11
令和5年度予算	14
1 議会費予算	14
2 各会計予算規模	15
3 一般会計予算の歳入	16
4 一般会計予算の歳出	17
5 町税別予算額比較	18
6 財政指標等の推移	18
行政組織図	20

## 町の紹介

葉山町は、三浦半島の西北部に位置し、北は逗子市、東部、南部は横須賀市に接し、西は相模湾に面しています。面積は17.04平方キロメートルで東西にやや長く、西半部は、市街化が進んでいます。町内には、森戸川、下山川がともに西に流れ、相模湾に注いでおり、山々は相模湾を還流する黒潮と年間1000ミリを越す降水により、美しい山ひだと美林におおわれています。

葉山海岸は、森戸海岸、芝崎、一色海岸、小磯、長者ヶ崎海岸という砂浜と岩礁が交互に連なっている南北4キロメートルにおよぶ美しい海岸線で、平成8年には「日本の渚・百選」に選ばれています。

森戸、一色、長者ヶ崎の3つの海水浴場や葉山港などの港湾設備も整備されていて、海水浴や磯遊び、ヨットやボート、ウィンドサーフィンなどのマリンスポーツができる場所として広く親しまれています。明治初期には、日本人が最初に作ったヨットで楽しんだといわれており、日本ヨット発祥の地としても知られています。

葉山町は、明治22年の町村制実施によって木古庭、上山口、下山口、一色、堀内、長柄の6か村が合併して葉山村となり、大正14年に町制を施行しました。明治中期に御用邸が建設されてからは、「保養の町」として歩み、多くの名士の別荘や居宅が設けられました。



令和5年4月現在の人口は約3万1,300人であり、東京から50キロ圏内に位置しており住宅と観光の町として発展しています。

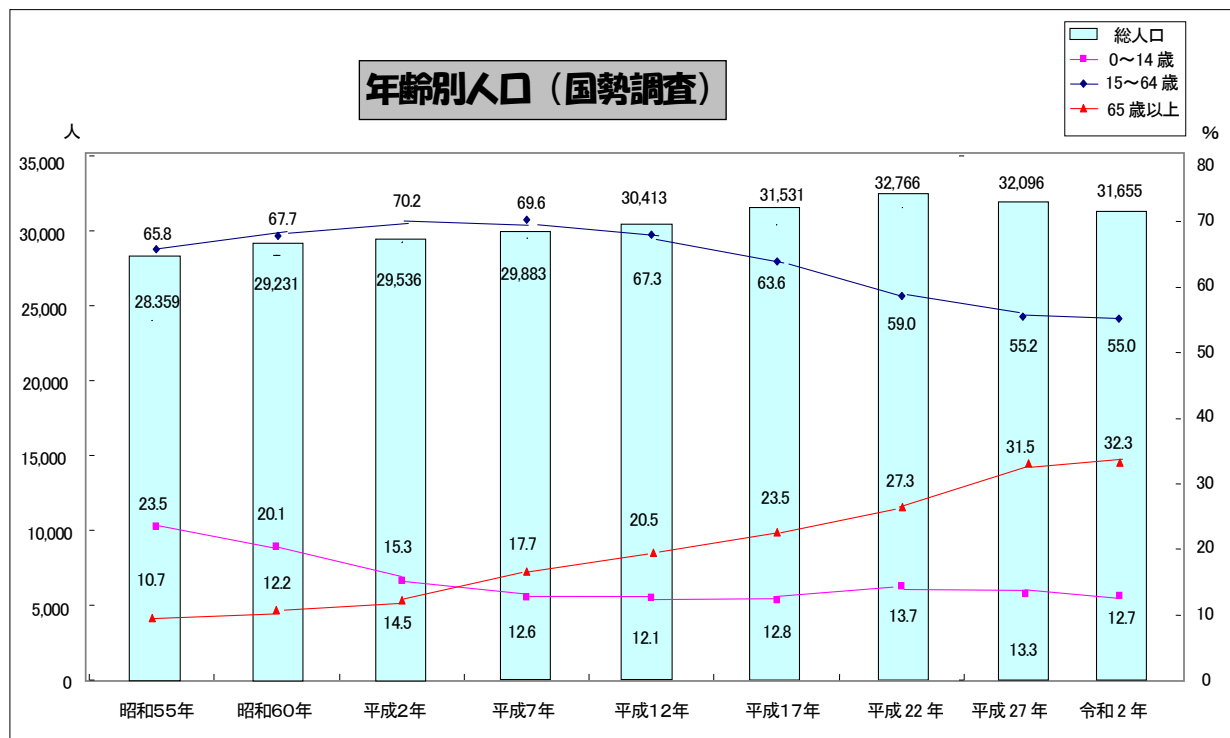
町内には鉄道網がなく、葉山町への交通はJR横須賀線 逗子駅、京浜急行線 逗子・葉山駅からのバス路線です。約20系統のバス路線があり、一部はJR横須賀線 衣笠駅、京浜急行線 汐入駅に連絡しています。東京駅から約80分、横浜駅から約45分です。自動車による場合は、高速道の横浜横須賀道路 逗子I.C 又は横須賀I.C、一般道は国道16号、134号の利用が便利なルートです。

人口・議会組織・構成等

1 人 口

国勢調査			人口と世帯数（令和5年4月1日現在）		
平成27年	令和2年	増減数	人 口		世 帯 数
32,096 人	31,665 人	△441 人	男	14,673 人	13,101 世帯
			女	16,607 人	
			計	31,280 人	

注) 人口と世帯数は、令和2年国勢調査確定数値に住民基本台帳等の増減を加え推計したものである。



区 分	年 少 人 口 (0~14歳)		生 産 年 齢 人 口 (15~64歳)		老 年 人 口 (65歳以上)	
	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年
葉山町	13.3%	12.7%	55.2%	55.0%	31.5%	32.3%
神奈川県平均	12.6%	12.0%	63.5%	62.4%	23.9%	25.6%

## 2 議員定数等

### (1) 議員定数の推移

昭和22年5月～	昭和58年5月～	昭和62年5月～	平成11年5月～	平成19年5月～	平成23年5月～
26人	24人	20人	18人	17人	14人

(2) 現議員数 14人（男性9人・女性5人）

(3) 現議員の任期 令和5年5月1日～令和9年4月30日

## 3 任期

議長・副議長	2年（申し合わせ）
常任委員会・議会運営委員会	2年（委員会条例）
特別委員会	原則、委員会解散時まで

## 4 常任委員会

名称	所管事項	定数
総務建設常任委員会	1 政策財政部の所管に関する事項 2 総務部の所管に関する事項 3 都市経済部の所管に関する事項 4 会計課の所管に関する事項 5 消防本部の所管に関する事項 6 選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会に所属しない事項	7人
教育民生常任委員会	1 福祉部の所管に関する事項 2 環境部の所管に関する事項 3 教育委員会の所管に関する事項	7人
議会広報常任委員会	1 議会広報紙の編集及び発行に関する事項 2 町民との会議（企画立案に限る。）に関する事項 3 議会ホームページ、議会中継に関する事項 4 議会の広報及び広聴に関する事項	7人

## 5 議会運営委員会

○ 委員は7人で、各会派の所属議員の構成比率により、各会派に割り当てられている。

## 6 特別委員会

予算特別委員会	委員は、6人又は7人で構成する。
決算特別委員会	委員は、6人又は7人で構成する。 （議会選出の監査委員は委員としない。）

## 7 党派・会派別議員数 (令和5年5月12日現在)

党派	尚政会	日本共産党	公明党	葉山維新の会	新葉クラブ	無所属	計
日本共産党		2人					2人
公明党			1人				1人
日本維新の会				1人			1人
無所属	4人				1人	5人	10人
計	4人	2人	1人	1人	1人	5人	14人

注1) 交渉会派は、所属議員2人以上の会派

## 8 年齢別・当選回数別 (令和5年5月12日現在)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	計
20歳代	1人												1人
30歳代													0人
40歳代													0人
50歳代	2人		2人	1人	1人	1人	1人						8人
60歳代			1人										1人
70歳代							1人		1人			1人	3人
80歳代		1人											1人
計	3人	1人	3人	1人	1人	1人	2人	0人	1人	0人	0人	1人	14人

## 9 議会事務局

- 設置年月日 昭和33年5月17日
- 組織 庶務係・議事係
- 職員定数 4人
- 現員 4人 事務局長(部長級)、事務局次長(課長級)、書記2人

【部局別職員数】

区 分	定 数	令和5年 4月1日	令和4年 4月1日
町長の事務部局の職員	210人	199人	196人
議会の事務部局の職員	4人	4人	4人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	54人	40人	43人
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人	2人	1人
監査委員の事務部局の職員	2人	2人	2人
農業委員会の事務部局の職員	2人	1人	1人
消防長の事務部局の職員	55人	54人	54人
合 計	329人	302人	301人

議会運営等

1 定例会・臨時会

(1) 開催状況等 (令和4年1月1日～令和4年12月31日)

区 分	開催回数	会期日数	本会議日数	本会議傍聴者数
定例会	4回 (4回)	103日 (102日)	22日 (22日)	70人 (83人)
臨時会	1回 (0回)	1日 (0日)	1日 (0日)	0人 (0人)
計	5回 (4回)	104日 (102日)	23日 (22日)	70人 (83人)

注) 括弧書は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の数値である。

(2) 議案等の内訳

(単位: 件)

議案 提出者	条 例	予 算	決 算	契 約 等	人 事	専 決 承 認	意 見 書	決 議	請 願	陳 情	報 告	そ の 他	合 計
町 長	20 (23)	26 (25)	5 (5)	4 (3)	7 (7)	2 (2)	/	/	/	/	10 (11)	/	74 (76)
議員・ 委員会	1 (1)	/	/	/	/	/	11 (12)	2 (4)	/	/	/	2 (2)	16 (19)
その他	/	/	/	/	/	/	/	/	1 (1)	31 (32)	/	/	32 (33)
計	21 (24)	26 (25)	5 (5)	4 (3)	7 (7)	2 (2)	11 (12)	2 (4)	1 (1)	31 (32)	10 (11)	2 (2)	122 (128)

注) 括弧書は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の数値である。

(3) 議案の表決結果

(単位：件)

議案 提出者	条 例		予 算			決 算		契 約 等		人 事		専 決 承 認		そ の 他		
	可 決	否 決	可 決	修 正	否 決	認 定	不 認 定	可 決	否 決	同 意	不 同 意	承 認	不 承 認	可 決	修 正	否 決
町長	20 (23)		26 (25)			5 (5)		4 (3)		7 (7)		2 (2)		0 (1)		
委員会														1 (0)		
議員	1 (1)															1 (1)
計	21 (24)		26 (25)			5 (5)		4 (3)		7 (7)		2 (2)		1 (1)		1 (1)

注) 括弧書は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の数値である。

2 招集（告示）・議会運営委員会開催日等

(1) 定例会

告示日（議案配布・招集通知）は、議会開会日の前日から起算して7日目に当たる日とする。

ただし、議会開会日が木曜日の場合は前日から起算して8日目に当たる日とし、議会開会日が金曜日の場合は前日から起算して9日目に当たる日とする。

① 議会初日が「月曜日」の場合

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
↓ 議運通知				↓ (告示・議案配布)				↓ 議運				↓ 議会 初日	

② 議会初日が「火曜日」の場合

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
↓ 議運通知			↓ (告示・議案配布)				↓ 議運				↓ 議会 初日		

③ 議会初日が「水曜日」の場合

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
↓ 議運通知		↓ (告示・議案配布)					↓ 議運				↓ 議会 初日		



④ 議会初日が「木曜日」の場合

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
↓					↓		↓						↓
議運 通知					(告示・議案配布)		議運						議会 初日

⑤ 議会初日が「金曜日」の場合

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
↓					↓		↓							↓
議運 通知					(告示・議案配布)		議運							議会 初日

(2) 臨時会

- ① 告示日（議案配布・招集通知）は、議会開会日の前日から起算して3日目に当たる日（その日が町の休日に当たる場合は、休日直前の平日）とする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- ② 議会運営委員会は、原則として、告示日に開催する。ただし、審議日程等の都合により臨時会開会日の当日に開催する場合もある。
- ③ 議会運営委員会の招集通知は、議会運営委員会開催日の7日前に行う。

3 一般質問

○ 質問議員数及び質問件数（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

定例会	第1回	第2回	第3回	第4回	計
人 員	12人 (13人)	12人	12人	11人	47人 (48人)

注) 括弧書は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の数値である。

- (1) 一般質問の通告締切  
当該定例会中に開催する議会運営委員会の開催日の前日の午前11時30分までとする。
- (2) 一般質問の順序  
一般質問の順序は、議長が抽選により決定する。なお、抽選の順序は、通告順とする。
- (3) 一般質問の方法  
一括質問一括答弁式又は、一問一答式の選択制により行う。  
(平成29年第1回定例会から試行、平成31年第1回定例会から実施)
- (4) 一般質問の発言時間の制限  
質問と答弁を併せて60分以内とする。
- (5) 一般質問の時期  
一般質問は、会期の終わりに行うことを例とする。

#### 4 常任委員会・特別委員会等開催状況（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

委員会等	開催日数	傍聴者数
常任委員会	41日（47日）	32人（51人）
総務建設	8日（8日）	28人（45人）
教育民生	6日（7日）	3人（5人）
議会広報	27日（32日）	1人（1人）
議会運営委員会	15日（13日）	1人（1人）
特別委員会	15日（15日）	1人（1人）
予算	7日（7日）	0人（0人）
決算	7日（7日）	0人（0人）
懲罰	1日（1日）	1人（1人）
全員協議会	4日（6日）	1人（1人）
会派代表者会議※	5日（5日）	非公開
議員懇談会（町長招集）※	8日（5日）	0人（0人）
議会BCP策定※	4日（0日）	0人（0人）
合計	92日（91日）	37人（54人）

注1) ※印の委員会等は、会議規則において位置付けがされていない会議である。

注2) 括弧書は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の数値である。

#### 5 行政視察

委員会名	視察日	視察地	内容
総務建設 常任委員会	6月20日 ～ 21日	都市交流施設・道の駅保田小学校 (千葉県鋸南町)	オープンまでの経緯等について
		むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷 (千葉県睦沢町)	オープンまでの経緯等について
		茨城県鹿嶋市	いきいきゆめプールのオープンまでの経緯等について
教育民生 常任委員会	5月10日 ～ 11日	京都府亀岡市	「かめおかプラスチックごみゼロ宣言プロジェクト」について
		全国手話研修センター	事業概要及び施設見学
		こども本の森中之島	こども達に多様な本を手にとってもらい、創造力や好奇心を育ませる文化施設について

議会広報 常任委員会	5月16日 ～ 17日	岡山県美咲町議会	1 議会だよりの編集について 2 動画配信について
		岡山県津山市議会	1 議会へのお便り・意見募集方法について 2 動画編集作業について
議会運営 委員会	5月23日 ～ 24日	群馬県桐生市議会	議会改革の取り組みについて
		栃木県那須塩原市 議会	議会基本条例の検証について
		開成町議会	通年議会について

## 6 町民との会議

区分	日にち	場所	内容	参加者
—	—	—	—	—

## 7 議員研修会

区分	日にち	場所	内容	講師
町議会主催	5月13日	議場	「人権と差別について考える」 第1回 「アンコンシャスバイアス」 について	一般社団法人神奈川 人権センター理事長 東京都立大学名誉教 授 江原 由美子 氏
県町村議会 議長会主催	11月9日	愛川町 文化会館	歴史を学び、未来を読む	歴史家・作家 加来 耕三 氏
町議会主催	11月18日	議場	「人権と差別について考える」 第2回 「言葉」について	東京理科大学（非常勤 講師）西谷 隆行 氏

## 8 広報活動

### (1) 議会だよりの

定例会ごとに発行し（各回 15,000 部、A4 版ノビカラー刷）、全戸配布している。また、視覚障害者用に声の広報「議会だよりの」を作成し対象者に送付している。

### (2) 議会ホームページ

平成 17 年 7 月 1 日から議会ホームページを開設している。

#### ○ 議会ホームページアクセス件数

年（年度）	4 年 (4 年度)	3 年 (3 年度)	2 年 (2 年度)	元年 (元年度)	30 年 (30 年度)
件 数	16,790 件 (17,623 件)	17,544 件 (16,212 件)	18,183 件 (18,087 件)	18,293 件 (18,483 件)	19,812 件 (18,501 件)

(3) 議会インターネット中継

本会議中継は、平成 21 年第 1 回定例会から配信。また、委員会中継は、平成 27 年第 1 回定例会の委員会から USTREAM を利用し配信している。(平成 30 年第 2 回定例会からは YouTube を利用)

○ 本会議中継アクセス件数

【生中継】

年 (年度)	4 年 (4 年度)	3 年 (3 年度)	2 年 (2 年度)	元年 (元年度)	30 年 (30 年度)
件 数	3,701 件 (4,157 件)	4,228 件 (3,414 件)	4,308 件 (4,476 件)	3,961 件 (4,425 件)	3,384 件 (3,352 件)

【録画中継】

年 (年度)	4 年 (4 年度)	3 年 (3 年度)	2 年 (2 年度)	元年 (元年度)	30 年 (30 年度)
件 数	2,323 件 (2,556 件)	1,873 件 (1,317 件)	1,314 件 (1,795 件)	1,885 件 (1,725 件)	2,316 件 (1,469 件)

9 議員報酬等

(1) 議員報酬、町長等給料 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

職	報酬月額
議 長	499,000 円
副 議 長	430,000 円
委 員 長	408,000 円
議 員	400,000 円

職	給料月額
町 長	823,000 円
副 町 長	666,000 円
教 育 長	629,000 円

注 1) 議員報酬は、平成 6 年 1 月 1 日から適用。

注 2) 特別職 (教育長を含む。) の給料は、平成 20 年 11 月 1 日から適用。

注 3) 委員長とは、常任委員会及び議会運営委員会の委員長。

(2) 議員、町長等の期末手当

6 月	12 月	合 計
220/100	220/100	440/100

(3) 費用弁償

鉄道賃	日当	宿泊料	備考
実費	(1日) 2,500円	(1夜) 14,000円	本会議・委員会に出席した場合の費用弁償はない。

注1) グリーン料金の規定はない。

注2) 県内及び近隣都県の地域への旅行による場合は、日当は支給しない。

(4) 政務活動費

交付対象	交付額
議員又は会派	議員1人当たり 月額20,000円 (年額に換算して一括交付)

注) 平成16年度から交付。

主な議会改革の取組み

(平成21年以降)

年 月	項 目
平成 21 年 2 月	第1回定例会から議会本会議のインターネット中継を開始 庁舎1階ロビーにて議会本会議のテレビ放映を開始
3 月	議会基本条例のパブリックコメントを実施
6 月	議会基本条例を可決 (平成21年10月1日施行)
10 月	委員会を制限公開から原則公開へ変更 (委員会傍聴規程を制定)
平成 22 年 2 月	常任委員会及び議会運営委員の任期 (2年) を申合せから委員会条例で制度化
3 月	全員協議会を非公開から制限公開に変更 議員定数条例の一部改正条例を可決 (17人→14人) (平成23年4月の一般選挙から適用)
平成 22 年 9 月	附属機関の委員 (総合計画審議会、公務災害補償等認定委員会) 就任の見直し
平成 23 年 3 月	政務調査費の手引き作成
6 月	傍聴者用の議案及び資料の提供 (本会議・委員会ともに、閲覧用1部を事務局前に回覧用3部を傍聴席へ)
8 月	附属機関の委員 (国民健康保険運営協議会) 就任の見直し

	9 月	議会基本条例の一部改正 (請願等の審査に当たって提出者の意見を聞く機会を制度化)
平成 24 年	4 月	全員協議会を地方自治法に基づく会議に変更 (全員協議会に関する規程を制定)
	6 月	議会災害時行動マニュアルを作成
平成 25 年	2 月	議員の通称名使用に関する要綱を制定 議会基本条例の一部改正(本会議における参考人制度等の活用、議決事件に基本構想の追加、政務活動費及び政治倫理の規定整備)
平成 25 年	3 月	一般選挙後の初議会開催までの期間短縮を次期改選時から実施 (1週間程度短縮し5月10日ごろ臨時会開会)
	6 月	委員会の議案審査における委員相互の自由討議を試行(令和2年6月まで) (モデル口述書作成)
	7 月	専門的知見の活用(議員報酬のあり方の調査) 調査期間:平成25年7月~平成26年10月 調査報告:平成27年第1回定例会(議会運営委員会所管事務調査報告)
平成 26 年	6 月	本会議場に質問者席を設置 (一般質問及び予算・決算総括質問を質問者席において行う)
	7 月	陳情に関する取扱い基準を制定
	9 月	2 常任委員会を3 常任委員会に変更 (議会広報特別委員会を常任委員会に変更) 予算・決算総括質問を一問一答式により試行
	11 月	議長選挙の立候補者による所信表明の場を全員協議会から本会議へ変更 (次期改選期から実施)
平成 27 年	1 月	議会の会議における情報通信機器の使用に関する申合わせを決定(本会議を除く)
	2 月	民間の無料動画配信サービス USTREAM を利用した委員会のインターネット中継を開始
	3 月	議会基本条例の一部改正(長等の反問権を制度化) 議会広報常任委員会の所管事項に町民との会議及び広聴に関する事項を追加
	6 月	議会の会議における情報通信機器の使用に関する申合わせを改正 (使用できる会議に本会議を追加及び使用できる機器にスマートフォン及び携帯電話を追加)
平成 28 年	3 月	葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (逮捕、勾留などの身体を拘束する処分を受けた場合、その間の議員報酬及び期末手当の支給を一時差し止め)
	12 月	専門的知見の活用(議員の倫理に係る条例等における規定について) 調査期間:平成28年12月~平成29年3月 調査報告:平成29年第1回定例会(議会運営委員会所管事務調査報告)

平成 29 年 2 月	一般質問及び予算・決算総括質問を一括質問一括答弁式又は一問一答式の選択制により試行（平成 31 年第 1 回定例会から適用）
8 月	附属機関の委員（まちづくり審議会）就任の見直し
9 月	タブレット端末とクラウドを活用した「ICT会議システム」を導入（平成 29 年第 3 回定例会から運用開始）
平成 30 年 2 月	議会災害時行動マニュアルの一部改正 （議会災害対策本部の設置基準の見直し）
	本会議の議案朗読を提案説明が省略される議案のみへ変更
平成 31 年 2 月	議員の政治倫理の向上と違反行為に対する措置の厳格化を図るため、議会基本条例、政治倫理条例、議員の報酬等に関する条例の一部改正 （研修実施の義務化、条例遵守する宣誓書の提出、議員報酬一時差止め規定の追加）（令和元年 5 月 1 日施行）
令和 3 年 3 月	議会会議規則の一部改正 （欠席事由の明文化、産前産後の欠席期間を規定・請願書申請に係る押印を署名又は記名押印に変更）
	議長選挙に係る所信表明の場を本会議から所信表明会へ変更 （次期改選期から、本会議を休憩し議場で所信表明会を開催）
令和 4 年 2 月	議会会議規則の一部改正 （議場へ入る者の服装及び携帯品に関して改正）
	議会傍聴規則の一部改正 （傍聴することのできない者のうち、乳幼児等の規定を削除。また、傍聴人の守るべき事項のうち、帽子・外とうの着用等の規定を削除）
3 月	議会業務継続計画（議会 BCP）を策定

# 令和5年度予算

## 1 議会費予算

節	予算額（単位：千円）				内 訳
	令和5年度	令和4年度	増減額	構成比	
報 酬	69,456	69,444	12	39.4%	議員(69,132千円) 会計年度任用職員(324千円)
給 料	18,843	18,840	3	10.7%	一般職員 4人
職員手当等	44,263	43,524	739	25.1%	議員(30,419千円) 職員(13,844千円)
共 済 費	24,435	24,560	△ 125	13.9%	議員(15,557千円) 職員(8,878千円)
報 償 費	164	150	14	0.1%	講師謝礼
旅 費	2,176	2,566	△ 390	1.2%	議員費用弁償(1,800千円) 職員普通旅費(376千円)
交 際 費	500	500	0	0.3%	議会交際費
需 用 費	2,524	3,651	△ 1,127	1.4%	議会だより印刷(1,857千円) 定例会ポスター等印刷(14千円) 事務用消耗品等(653千円)
役 務 費	541	638	△ 97	0.3%	タブレット通信料(301千円) 議会だよりテープ吹き込み(98千円) 郵送料等(39千円) 委員会中継インターネット回線使用料 (103千円)
委 託 料	8,258	26,275	△ 18,017	4.7%	議会だより配布(1,947千円) 会議録作成(3,315千円) 会議録検索(781千円) 議会インターネット中継配信業務委託及び 保守費(2,178千円) 給茶機他処分費(37千円)
使用料及び 賃 借 料	626	1,481	△ 855	0.4%	タブレットアプリ代(118千円) 有料道路通行料(100千円) バス借上げ・タクシー代(408千円)
備品購入費	0	995	△ 995	0.0%	
負担金補助 及び交付金	4,494	4,495	△ 1	2.5%	政務活動費交付金(3,360千円) なぎさブロック会議(25千円) 県町村議長会(1,109千円)
合 計	176,280	197,119	△ 20,839	100.0%	

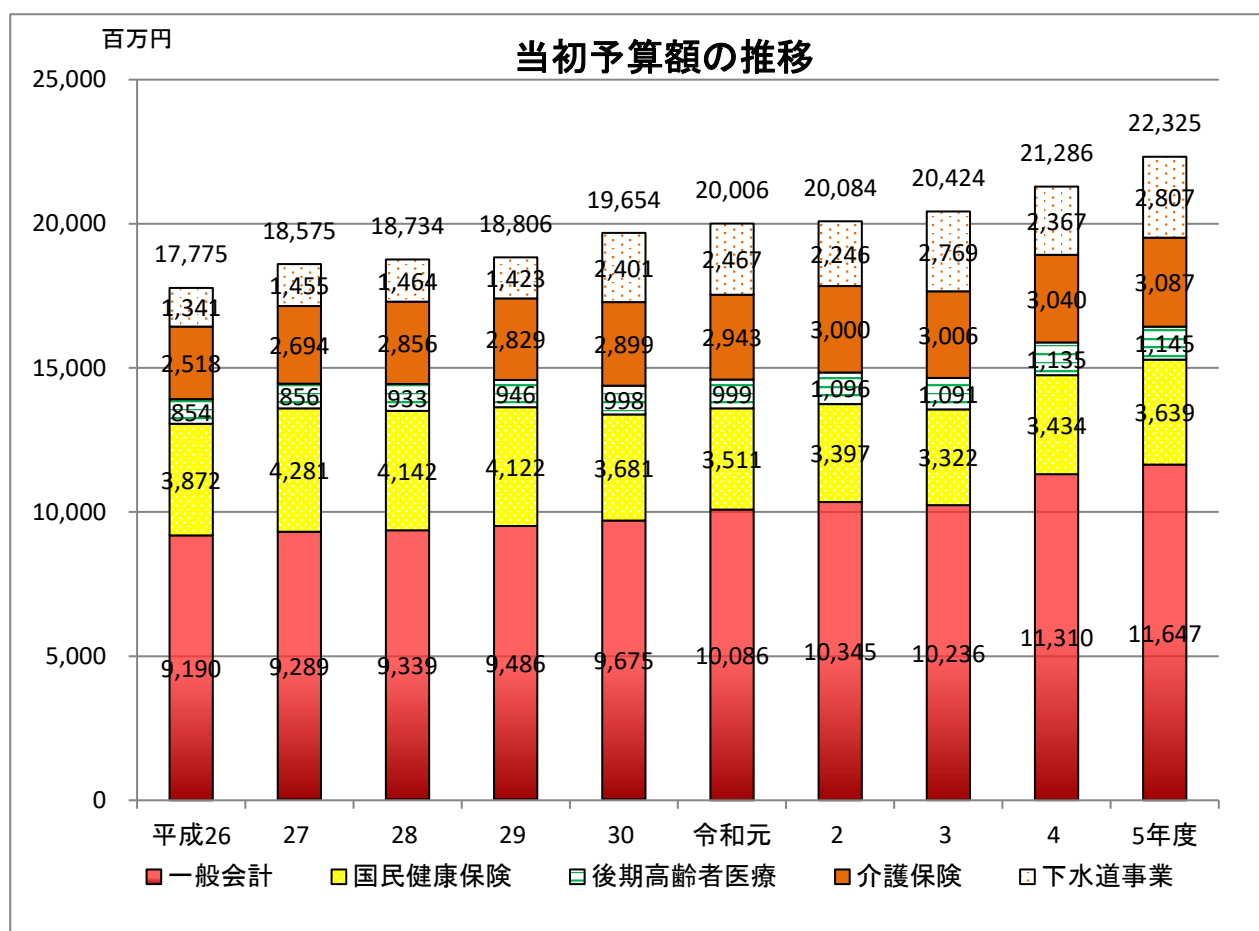
※ 内訳ごとの構成比合計は、端数処理の関係で100%とならない場合がある。



## 2 各会計予算規模

(単位:千円)

会 計 名	5年度予算額	4年度予算額	比較増減	増減率(%)	
一 般 会 計	11,647,000	11,310,000	337,000	3.0	
特 別 会 計	国民健康保険	3,638,662	3,434,439	204,223	5.9
	後期高齢者医療	1,145,222	1,134,809	10,413	0.9
	介 護 保 険	3,087,249	3,039,826	47,423	1.6
	小 計	7,871,133	7,609,074	262,059	3.4
下水道事業会計	2,807,186	2,367,069	440,117	18.6	
合 計	22,325,319	21,286,143	1,039,176	4.9	



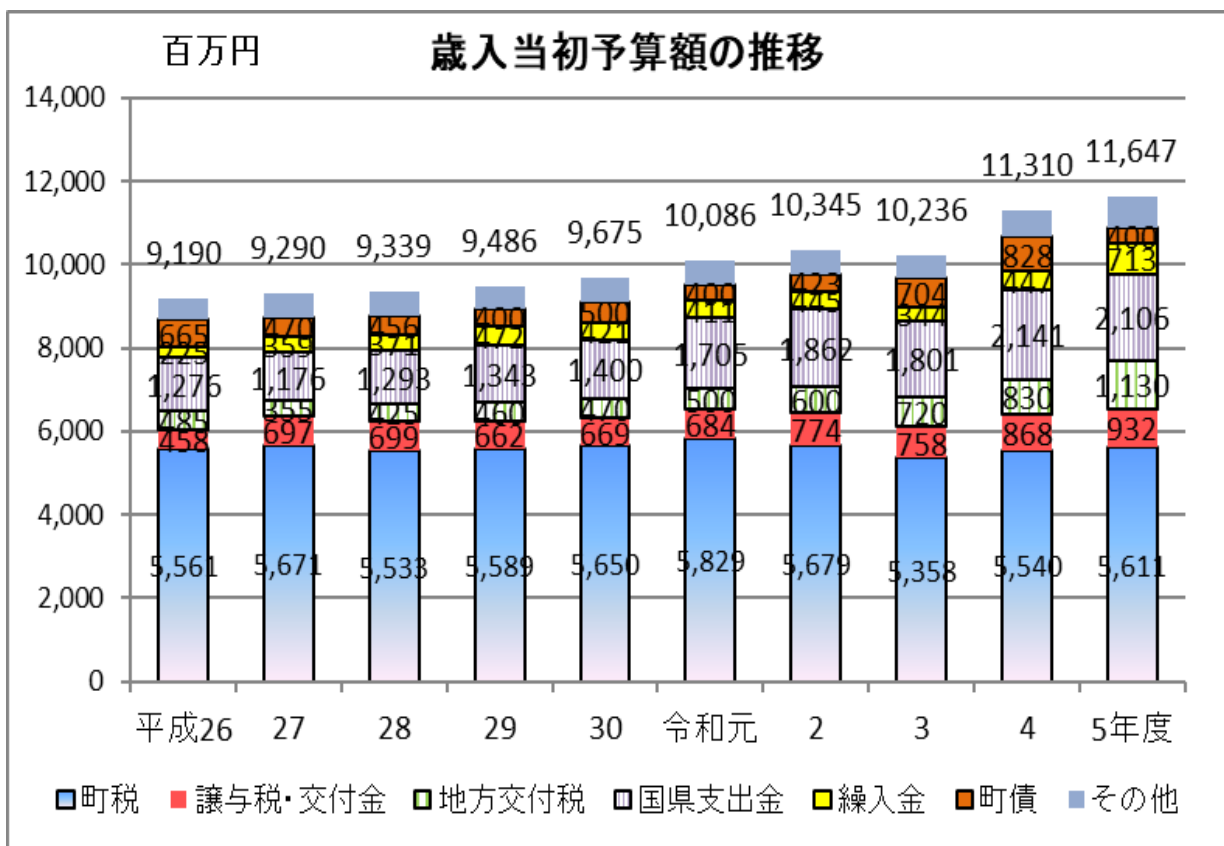
### 3 一般会計予算の歳入

(単位:千円)

内 訳	令和5年度		令和4年度		比 較	
	当初予算額	構成比 %	当初予算額	構成比 %	増 減 額	伸 率 %
町 税	5,610,831	48.2	5,540,461	49.0	70,370	1.3
地方譲与税	61,801	0.5	61,801	0.5	0	0.0
各種交付金(※1)	870,001	7.5	806,001	7.1	64,000	7.9
地方消費税交付金	690,000	5.9	650,000	5.7	40,000	6.2
配当割交付金	43,000	0.4	37,000	0.3	6,000	16.2
株式等譲渡所得割交付金	45,000	0.4	39,000	0.3	6,000	15.4
環境性能割交付金	11,000	0.1	11,000	0.1	0	0.0
地方交付税	1,130,000	9.7	830,000	7.3	300,000	36.1
普通交付税	1,100,000	9.4	800,000	7.1	300,000	37.5
特別交付税	30,000	0.3	30,000	0.3	0	0.0
国庫支出金	1,301,740	11.2	1,386,818	12.3	△ 85,078	△ 6.1
県支出金	804,243	6.9	753,974	6.7	50,269	6.7
繰入金	713,000	6.1	446,736	3.9	266,264	59.6
財政調整基金繰入金	426,000	3.7	140,000	1.2	286,000	204.3
公共公益施設整備基金繰入金	283,000	2.4	298,000	2.6	△ 15,000	△ 5.0
町 債	400,000	3.4	828,000	7.3	△ 428,000	△ 51.7
臨時財政対策債	120,000	1.0	400,000	3.5	△ 280,000	△ 70.0
その他(※2)	755,384	6.5	656,209	5.8	99,175	15.1
合 計	11,647,000	100.0	11,310,000	100.0	337,000	3.0

※1 地方消費税交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、法人事業税交付金

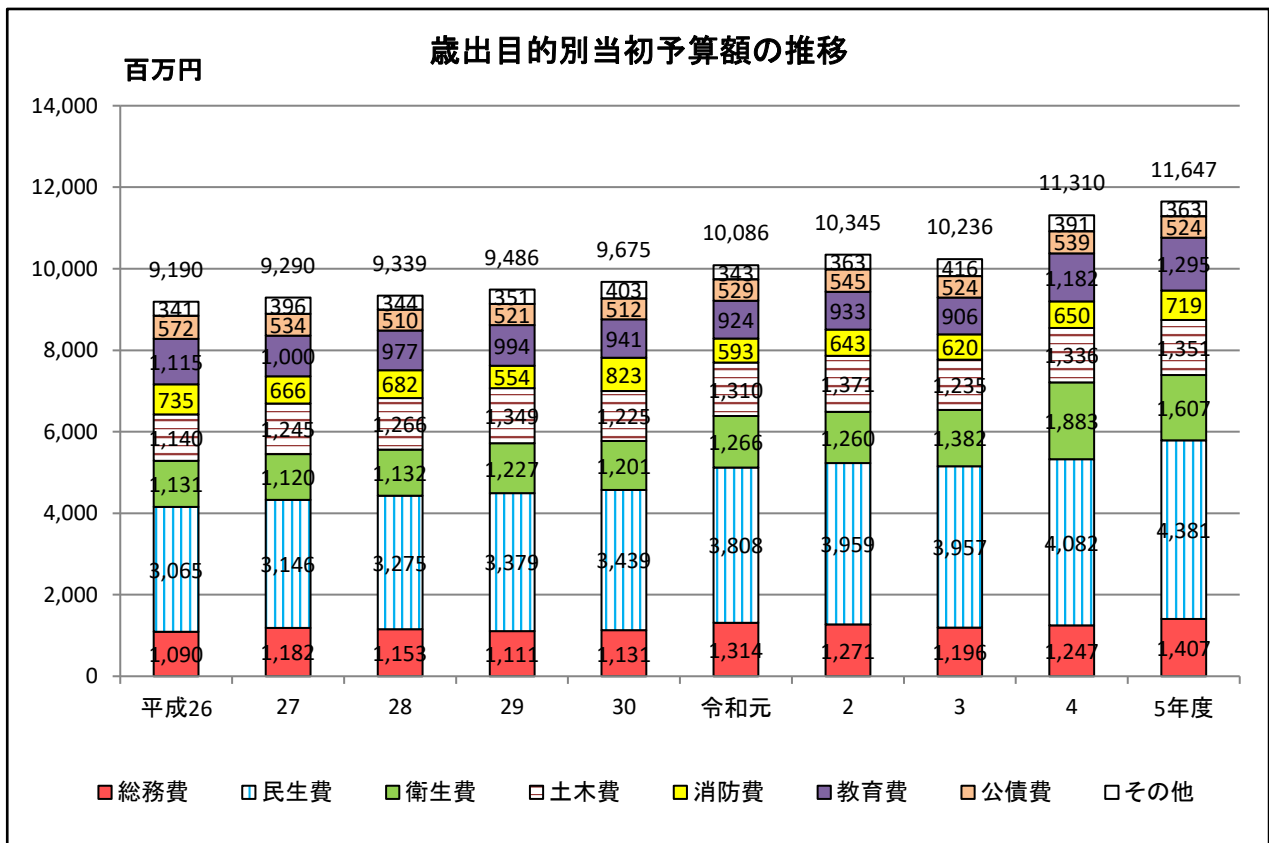
※2 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入



#### 4. 一般会計予算の歳出

(単位:千円)

内 訳	令和5年度		令和4年度		比 較	
	当初予算額	構成比 %	当初予算額	構成比 %	増 減 額	伸 率 %
議 会 費	176,280	1.5	197,119	1.7	△ 20,839	△ 10.6
総 務 費	1,406,957	12.1	1,247,095	11.0	159,862	12.8
民 生 費	4,381,361	37.6	4,082,233	36.1	299,128	7.3
衛 生 費	1,606,941	13.8	1,882,923	16.6	△ 275,982	△ 14.7
農 林 水 産 業 費	40,685	0.3	63,749	0.6	△ 23,064	△ 36.2
商 工 費	104,619	0.9	89,172	0.8	15,447	17.3
土 木 費	1,350,892	11.6	1,335,805	11.8	15,087	1.1
消 防 費	718,881	6.2	649,846	5.7	69,035	10.6
教 育 費	1,294,960	11.1	1,182,298	10.5	112,662	9.5
災 害 復 旧 費	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0
公 債 費	524,389	4.5	538,690	4.8	△ 14,301	△ 2.7
諸 支 出 金	35	0.0	70	0.0	△ 35	△ 50.0
予 備 費	40,000	0.3	40,000	0.4	0	0.0
合 計	11,647,000	100.0	11,310,000	100.0	337,000	3.0



## 5 町税別予算額比較

(歳入)

(単位:千円)

内 訳	令和5年度		令和4年度		比 較	
	当初予算額	構成比 %	当初予算額	構成比 %	増 減 額	伸 率 %
1 町民税	2,830,657	50.4	2,735,410	49.4	95,247	3.5
2 固定資産税	2,109,706	37.6	2,126,917	38.4	△ 17,211	△ 0.8
3 軽自動車税	56,731	1.0	56,114	1.0	617	1.1
4 町たばこ税	125,142	2.2	128,194	2.3	△ 3,052	△ 2.4
5 都市計画税	488,595	8.7	493,826	8.9	△ 5,231	△ 1.1
合 計	5,610,831	100.0	5,540,461	100.0	70,370	1.3

※ 内訳ごとの構成比合計は、端数整理の関係で100%とならない場合がある。

## 6 財政指標等の推移

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
基準財政収入額 (千円)	4,693,514	5,618,892	4,626,042	4,463,440	4,506,320	4,530,136
基準財政需要額 (千円)	5,887,183	4,579,002	5,312,357	5,031,232	5,014,577	4,988,370
標準財政規模 (千円)	7,541,768	7,712,470	7,222,183	6,853,967	6,905,196	6,857,260
財政力指数 (3年平均)	0.828	0.858	0.886	0.898	0.904	0.903
財政力指数 (単年度)	0.797	0.816	0.871	0.887	0.899	0.908
実質収支比率 (%)	—	12.3	8.5	6.5	6.4	8.0
実質公債費比率 (%)	—	-2.5	-2.1	-1.7	-1.3	-0.7

### 【用語解説】

#### ○ 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75/100+地方譲与税等

#### ○ 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用(測定単位1当たり費用)×測定単位(人口・面積等)×補正係数(寒冷補正等)

#### ○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

○ **財政力指数**

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

○ **実質収支比率**

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

○ **実質公債費比率**

地方公共団体における公債費及び公債費に準じるものによる財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの（地方財政法第5条の4第1項第2号）。

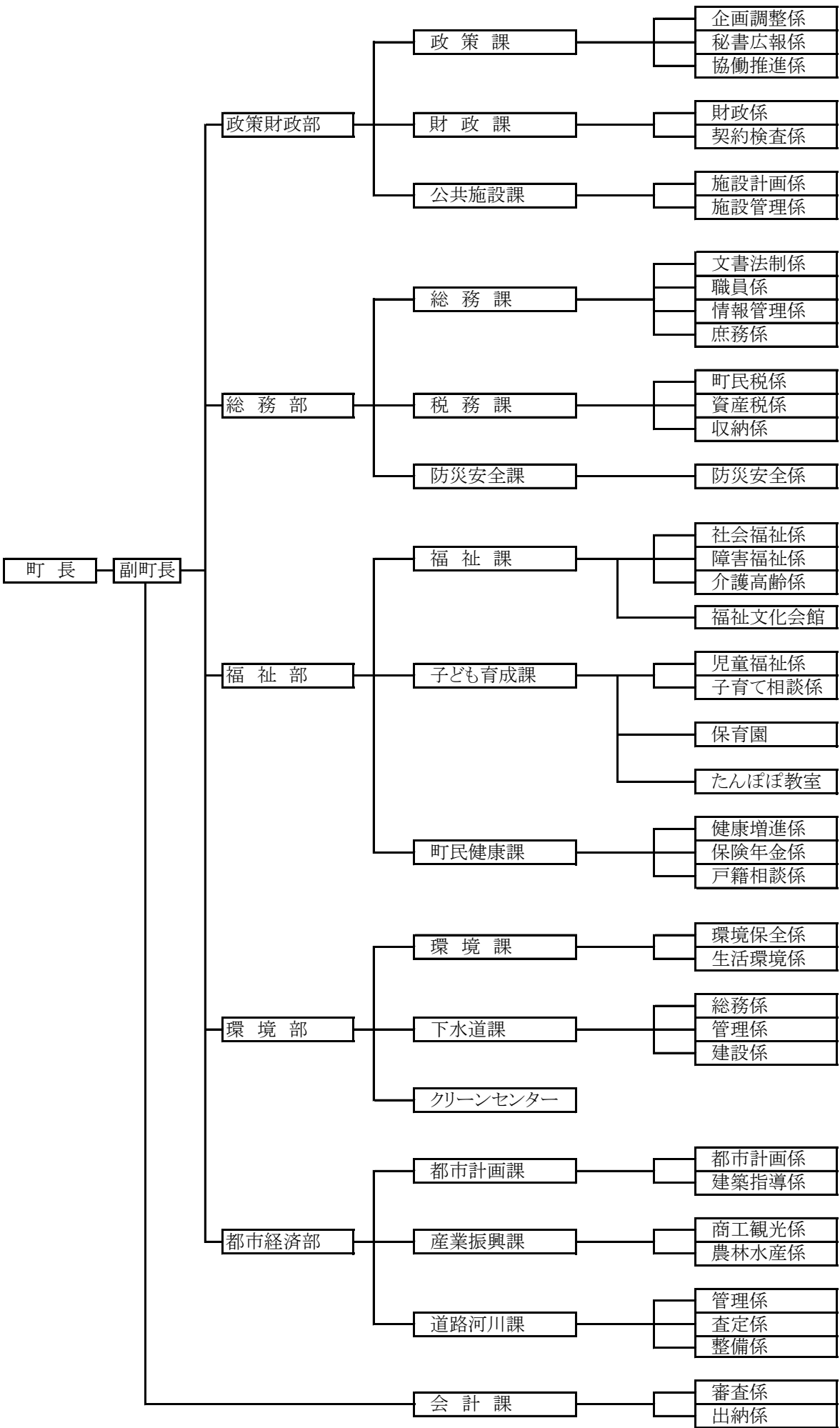
実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債に当たり許可が必要となる。なお、25%以上の団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる（一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される。）こととなる。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、健全化判断比率の一つとして位置付けられており、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされている。

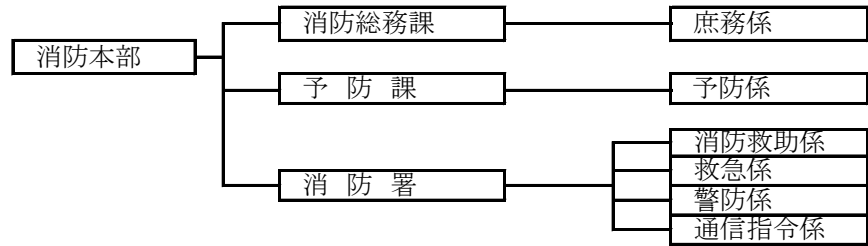
# 行政組織図

令和5年4月1日現在

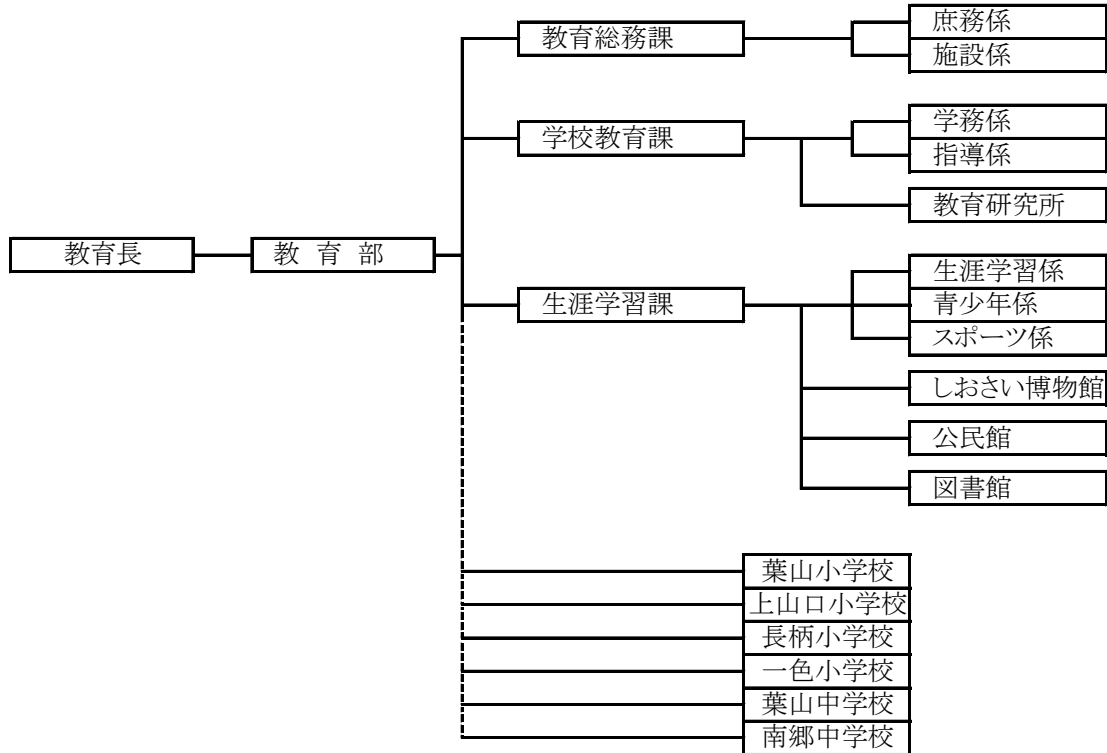
## 【町長部局】



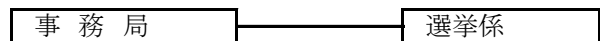
【消 防】



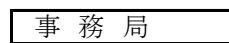
【教育委員会】



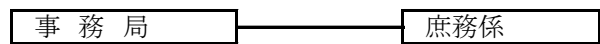
【選挙管理委員会】



【監査委員】

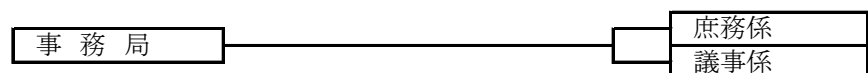


【農業委員会】



【固定資産評価審査委員会】

【町議会】



# 葉 山 町 議 会

令和5年6月1日 発行

☎ 240-0192

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2,135 番地

TEL 046-876-1111 (内線)421,422

FAX 046-876-1717

E-mail [gikai@hayama.kanagawa.jp](mailto:gikai@hayama.kanagawa.jp) (インターネット専用)

[gikai@town.hayama.lg.jp](mailto:gikai@town.hayama.lg.jp) (自治体間専用)